

空家等の相続登記の促進等に係る連携協定書

米原市（以下「甲」という。）と株式会社AGE technologies（以下「乙」という。）は、次のとおり空家等の相続登記促進等に係る連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが持つ資源や特長を生かしながら、空家等のうち相続登記がなされていないもの、その他相続登記がなされていない不動産に対する相続登記の促進に向けて連携協力を図り、もって空家等の適正な管理の推進および相続に伴い所有者が不明となる不動産の発生防止等に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 甲が推進する相続登記の促進等に係る各種施策に関して、乙が持つ相続登記に係る知見やデータ等を提供すること。
- (2) 甲が所有者もしくは管理者または地域住民等からの相談に対応する際および情報発信の際に、乙が運用するWebメディア、チラシ等の紙媒体等を活用すること。
- (3) その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

2 連携協力事項を効果的に実施するため、甲および乙は、定期的に協議を行い、連携協力事項の効果検証を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条 前条に規定する連携協力事項の事務には、個人情報を含まないものとする。

（秘密保持義務）

第4条 乙は、連携協力事項の実施のため、乙の技術上、営業上その他一切の情報のうち、秘密とすべきもの（以下「秘密情報」という。）を甲に提供する場合には、当該情報が秘密情報である旨を明示して、甲に提供するものとする。ただし、乙が提供する情報が明らかに秘密性の高いものである場合には、当該明示がなくとも秘密情報として取り扱われるものとする。

- 2 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または提供しないものとする。
- 3 甲は、秘密情報を連携協力事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 4 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のために必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複製、複製等を行ってはならない。
- 5 甲は、秘密情報を取り扱うに当たり、秘密情報に対する不正アクセスまたは秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講じるものとする。
- 6 甲は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、または漏洩のおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いを協議しなければならない。

（解除）

第5条 甲および乙は、相手方が本協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、本協定の全部または一部を解除することができるものとする。

（反社条項）

第6条 甲および乙は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(写)

- (3) 自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲および乙は、互いに、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲および乙は、相手方が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当することが判明し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告をせず本協定を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期限は、協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の2か月前までに甲または乙から書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(適用)

第8条 本協定に定めのない事項については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 甲乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、変更につき協議する。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保管する。

令和5年1月31日

甲 滋賀県米原市米原 1016 番地
米 原 市
市 長 平 尾 道 雄

乙 東京都千代田区九段南 3-8-11 飛栄九段ビル B02 号室
株式会社 AGE technologies
代表取締役 CEO 塩 原 優 太